

# 「日本の金融機関におけるクラウドコンピューティングの活用事例と関連規制」の報告

FIA ジャパンのテクノロジー委員会およびリーガル&コンプライアンス委員会は、アジア・クラウド・コンピューティング・アソシエーション (ACCA) と共に 11 月 1 日、東京にてセミナーを共催した。セミナーは三部構成で、第一部は米国、アジアパシフィックの主な規制に関する情報の提供、第二部は日本の金融機関に大きな影響を与える規制の枠組みについての概要に焦点をあて、第三部では金融機関がクラウドに移行するにあたって直面するビジネス上のリスクと技術コンプライアンス要件の両方を管理するための規制の提案についてオープンディスカッションを行った。

## 第一部：世界の金融機関におけるクラウドの活用事例と関連規制

第一部は KPMG コンサルティング株式会社シニアマネジャーの宮脇篤史氏による日本の金融機関におけるクラウドの活用事例の紹介から始まった。同氏の洞察によると、パブリッククラウドにおけるミッションクリティカルなシステムの利用はほぼ存在せず、プライベートクラウドにおいても利用頻度が比較的低くなる。金融機関のミッションに対するリスクが減るにつれ、クラウドの利用が増加する。

続いて、ACCA エグゼクティブディレクター、リム・マリーアン氏がアジアパシフィックの金融機関の規制概要と規制がいかにクラウドをサポートしているかを語った。同氏は、昨年アジア太平洋地域では規制当局が技術の変化とクラウドコンピューティングの導入に対応する努力を行っていることを示す注目すべき更新、変更、審議会を紹介した。

例えば、韓国の銀行および証券監督当局によるクラウドの利用に特化した技術使用ガイドラインの更新や、オーストラリア、シンガポール、香港の金融規制当局によるアウトソーシングに関する方針の変更であり、ニュージーランド準備銀行はアウトソーシングに関する方針について公的協議を現在行っている。

次に、会場を提供した FIA ジャパン理事である GT 東

京法律事務所の大橋宏一郎氏は、同社のロリ・ナгент氏とジョナサン・ベッカム氏を紹介した。事前録画されたビデオで両氏は、金融機関がクラウドなどの新技術に移行する際に米国の規制当局が懸念するサイバーリスクを提示し、金融機関におけるビジネスリスクを軽減するための強力なリスク管理システムを導入する方法について説明した。

## 第二部：日本の金融機関におけるクラウドの活用事例

次に ACCA のリム・マリーアン氏が日本の証券会社およびトレーディング部門におけるクラウド固有の規制に焦点を当て、エクイニクス・アジアパシフィックの協力を得て ACCA が新たに発表した報告書「アジアの金融機関：クラウドセキュリティ規制への準備 - 日本への影響と 2016 年度の最新動向」を参加者に提供した。(同報告書は ACCA の [ウェブサイト](#) から無料でダウンロード可能)

同報告書は、情報保護法、銀行法、保険業法、金融商品取引法などの証券および金融取引に影響を及ぼす主要な規制や金融機関の各種手引書、金融機関情報システムセンター (FISC) のコンピュータシステムに関するセキュリティガイドライン等を再考察した。リム・マリーアン氏は、クラウドの利用を検討する際に、金融機関におけるクラウドの 10 の重要な原則 (下記の図参照) と重ね合わせるこ

とによって、どの規制を遵守する必要があるかについて説明した。



日本の個人情報保護法に関する法律の変更スケジュールと重要修正項目については、GT 東京法律事務所の大橋宏一郎氏が担当した。大橋氏は主要な修正案、特に国境を越えたデータの流れに影響を与える変更に焦点を当てた。自社の国内支店と海外支社間で情報を共有する必要がある多国籍企業の参加者の多くはこうした更新を歓迎した。

### 第三部：パネルディスカッション

#### 金融機関におけるクラウドのリスクと恩恵のバランス

金融機関がクラウドに移行する際に、どのようにリスクとのバランスをとるかに関するパネルディスカッションがセミナーの締めくくりとなった。ACCAのリム・マリーアン氏がモデレーターを務め、パネリストにマネックスグループ株式会社執行役員ピーテル・フランケン氏、エクイニクスシニア VP グローバルヘッドオブペイメントのジョン・ナフ氏、日本マイクロソフト株式会社シニアカスタマーコンプライアンスの成田雅和氏を迎え、以下4つの主な話題について議論した。



#### 1. クラウドを採用する際の金融機関の課題と懸念

パネリストは、金融機関は単にクラウドを使用するという目的でクラウドに移行すべきではなく、クラウドに移行する際に業務の効率化や継続性の向上など、業務上の目的を模索することで合意した。これによりクラウドに移行する際に避けることのできない予期不能な問題が発生した場

合に、移行の費用と課題をより適切に評価できる。

#### 2. 法と規制のグローバル調整

OECD と APEC のレベルで行われている作業にもかかわらず、テクノロジー利用や個人情報に関わる法と規制の真の調整はありえそうにない。特に金融機関の規制は依然として管轄権に基づいているためだ。パネリストは、調整を待つことなく、可能な限りパブリッククラウドを配備することを参加者に勧めた。クラウドが提供する新技術であるコンテナ化やより優れた災害復旧サービスなど、クラウド移行を強く推す意見がある。

#### 3. 最近の規制当局との関係

パネリストは業務上国内もしくは国外の規制当局と関わりがある。全員が新技術の導入に伴い、規制当局と業界が情報を共有する必要性が高まっていると同意した。フィンテックなどの「バランスのとれたリスクをとる規制」によって育成が必要な新しい分野では特に当てはまる。また、金融規制当局が金融機関のサイバーセキュリティのような業界の特定の課題について助言を求め始めるなど、小規模ながらも変化が見えてきたことに同意した。

#### 4. サイバーセキュリティとリスク管理における規制当局の役割とのバランス

パネリストは、CFTC のサイバーセキュリティルールなど、近年サイバーセキュリティに関する規制が誕生し、監督下にある組織は (1) 脆弱性テスト、(2) 侵入テスト (3) 制御テスト、(4) セキュリティインシデント対応計画テスト、(5) エンタープライズテクノロジーリスクアセスメントからなる5つのサイバーセキュリティテストの実施を求められていることを確認した。また、障害耐性があり、事業継続可能なシステムを確保する必要がある一方で、ISO 発行等のサイバーセキュリティの国際基準を活用することによって、国際的なコンプライアンス遵守を確保できると感じた。

また、金融機関では信頼できるスタッフを情報セキュリティ責任者 (CISO) にするためにもっと措置を講じる必要があり、CISO は金融機関の技術面だけでなく、すべての面での安全保証に責任を持つべきと確認した。

最後にパネリストはセミナー参加者に「古い技術の沈没船から降り」、クラウドを「イノベーションの最終的な取り組み」として受け入れるよう提言した。取り残されることを避け、会社と国がより機動的になるようクラウドを採用すべきだと勧告した。

セミナー後は懇親会があり、後援者と参加者がざっくばらんに互いの意見を交換した。